

2023年8月23日

VOCの放散基準項目を含む商品類型の認定基準書の 部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

VOCは、ホルムアルデヒドと同様、接着剤や塗料に含まれる成分として、トルエン、キシレンなどに関して、厚生労働省が示した化学物質室内濃度指針値を設け、その指針値に対応するものとして、2008年に建材からのVOC放散速度基準化研究会（事務局：財団法人建材試験センター）が建築基準法のシックハウス対策技術的基準の根拠を参考に、トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの自主的な指針として、「建材からのVOC放散速度基準」を制定した。エコマークでは、関連する商品類型において、「建材からのVOC放散速度基準」を引用する形で、接着剤などの基準項目として設定している。2019年に厚生労働省の室内濃度におけるキシレンの指針値が改定されたことを受け、その後、「建材からのVOC放散速度基準」も改訂されたことより、引用しているエコマーク認定基準を改定する。

2. 改定箇所（追加：下線部、削除：見え消し）

No.130「家具」（接着剤）の場合

4. 認定の基準と証明方法

4-1-3 有害物質の制限とコントロール

(14) 屋内家具に使用される接着剤(ユーザ自身が組み立てることを前提に販売される家具に付属される接着剤を含む)は、別表6の「建材からのVOC放散速度基準（建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会~~建材からのVOC放散速度基準化研究会~~）」の放散基準値を満たすこと。または、接着剤におけるVOCの4物質(トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン)の各々の含有量が0.1%(質量比)未満であること。

【証明方法】

VOCの4物質の放散について、第三者機関または自社などによるJIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドおよび他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」に従う試験結果、または関連団体の登録制度などによるVOCの4物質の添加がないこと、あるいはSDS等でVOCの4物質の含有量が0.1%(質量比)未満であることが確認できる書類を提出すること。

別表6 VOC放散速度基準値

対象VOC	放散速度基準値(μ g/m ² h)
トルエン	38
キシレン	120 29
エチルベンゼン	550
スチレン	32

3. 対象となる商品類型

該当する商品類型は、下表のとおり。

類型番号	商品類型名
123	建築製品（内装工事関係用資材）Version2 分類 A-1、B-1、C-1、C-4、C-5、C-6、C-7、D-4
130	家具 Version2
154	太陽熱利用システム Version1

4. 改定日： 2023年9月1日

以上